

**第1条 BizSTATION 電子証明書用 IC カードおよび IC カードリーダーライター**

1. BizSTATION 電子証明書用 IC カード（以下「IC カード」といいます。）とは、当行が交付する、BizSTATION（以下「Biz」といいます。）利用規定で定められた電子証明書・秘密鍵を格納・保管するための専用 IC カードのことをいいます。
2. BizSTATION 電子証明書用 IC カードリーダーライター（以下「IC カードリーダーライター」といいます。）とは、当行が交付する、IC カードを読み取るための専用 IC カードリーダーライターのことをいいます。
3. IC カードおよび IC カードリーダーライターの利用にあたって必要となる機器・ソフトウェア類はお客さま（第2条第5項に定めます。）が準備するものとします。

**第2条 申込・利用**

1. IC カードおよび IC カードリーダーライターの申し込みはすでに Biz（BizSTATION Light を含みます。以下同じです。）をご利用中あるいはご利用申し込み中の場合に限りません。
2. IC カードおよび IC カードリーダーライターの利用を申し込みされる方（以下「利用申込者」といいます。）は、本 BizSTATION 電子証明書用 IC カード利用規定（以下「IC カード規定」といいます。）の内容をご了承のうえ「BizSTATION 電子証明書用 IC カード利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当行に提出するものとします。
3. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申し込みを承諾するときは、利用申込者に IC カードおよび IC カードリーダーライターを送付します。提出された申込書に不備があった場合には、あらかじめ申込書の提出をお願いすることがありますが、当初提出された不備申込書につきましては、当行の判断により、届出住所（代表口座として届け出た口座の登録住所をいいます。）への返送・廃棄その他適宜の処理をさせていただくことがあります。また、当行所定の申込書用紙に加えられた一切の追加、削除および修正等は無効とし、当行はかかる修正等がないものとして扱います。
4. 利用申込者は、申し込みの際に、その業務上合理的に必要な範囲で交付を希望する IC カードの枚数を指定し、また、交付を希望する IC カードリーダーライターの台数（2台を上限とします。ただし、申し込みをした IC カードの枚数が2枚未満の場合は、当該 IC カードの申込枚数を上限とします。）を指定するものとします。ただし、当行は Biz のユーザ数を超過する IC カードの申し込みがあった場合、当該超過分の IC カードの提供を行わないことができます。
5. 当行は、当行が IC カードの利用申し込みを承諾した方（以下「お客さま」といいます。）に対し、前項で指定される数の IC カードおよび IC カードリーダーライターを送付します。
6. 当行から交付された IC カードおよび IC カードリーダーライターは、お客さまの所有とするものとし、IC カード規定に別途定める場合を除き、当行に返却する必要はありません。
7. IC カードの申込・利用にあたっては Biz 利用規定、BizSTATION Light 利用規定、IC カード規定およびその他関連する規定を適用するものとします。なお、IC カード規定と Biz 利用規定等が抵触する場合には IC カード規定が優先されるものとします。
8. お客さまは、IC カードおよび IC カードリーダーライターを当行所定の環境、当行所定の方法で利用するものとします。これらの環境、および利用方法はウェブサイト上の表示等当行所定の方法でお知らせします。
9. お客さまは、IC カードおよび IC カードリーダーライターを Biz の電子証明書・秘密鍵の保管以外の目的で利用しないこととします。
10. お客さまは、IC カードおよび IC カードリーダーライターを第三者に売却、貸与、担保設定、その他処分しないものとします。
11. 当行は、IC カードを利用して当行へ提示された電子証明書・秘密鍵は、Biz 利用規定で定められた電子証明書・秘密鍵と同一のものとして取り扱い、本人確認を行います。
12. お客さまは、IC カードおよび IC カードリーダーライターを利用することにより、Biz の電子証明書または秘密鍵の盗用その他の不正取得のおそれが完全に排除されるものではないことを認識した上、Biz の電子証明書および秘密鍵を適切に保管するものとします。
13. IC カードにおいて Biz の電子証明書・秘密鍵の保管を開始した後も、かかる電子証明書・秘密鍵が IC カード以外の媒体に残存する場合がありますが、お客さまはこれらに関し削除可否を判断のうえ、削除しない場合はお客さまの責任で厳重に管理し、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
14. IC カードはお客さまの責任で厳重に管理し、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、お客さまは、お客さまの Biz の利用に関し IC カードに保管する電子証明書・秘密鍵を利用する者のみ IC カードを貸与することができるものとします。

**第3条 追加申込・交換・再発行**

1. IC カードの追加交付が必要な場合、当行所定の方法により申し込みものとします。お客さまは、追加交付の申し込みの際に、その業務上合理的に必要な範囲で交付を希望する IC カードの枚数を指定するものとします。ただし、当行は Biz のユーザ数を超過する IC カード（当該追加交付の申し込みまでに交付された分も含みます。）の申し込みがあった場合、当該超過分の IC カードの提供を行わないことができます。
2. 破損等により IC カードの交換が必要な場合、破損等した IC カードを添付した上、当行所定の方法により申し込みものとします。
3. 紛失により IC カードの再発行が必要な場合、当行所定の方法により申し込みものとします。
4. IC カードリーダーライターは、IC カード利用の新規申し込み時のみ交付を希望することができ、当行は、理由のいかんにかかわらず、追加交付には応じないものとします。ただし、破損等により IC カードリーダーライターの交換が必要な場合、破損等した IC カードリーダーライターを添付した上、当行所定の方法により申し込みものと、この場合、当行は、IC カードリーダーライターの交換を行います。

**第4条 利用の取止め**

1. お客さまが IC カード規定、Biz 利用規定、BizSTATION Light 利用規定の定め違反して IC カードまたは IC カードリーダーライターを利用した場合、当行は、お客さまに対し、IC カードおよび IC カードリーダーライターの利用を停止するとともに、IC カードおよび IC カードリーダーライターの返却を求めることができます。
2. お客さまは、Biz が解約された場合、または、Biz の申し込みが当行により承諾されなかった場合、交付された IC カードを裁断等適切な処理を行った上で廃棄するものとします。

**第5条 免責事項**

1. 当行所定の環境、当行所定の方法以外で IC カードまたは IC カードリーダーライターを利用したことによりお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
2. Biz の電子証明書・秘密鍵の保管以外の目的で IC カードまたは IC カードリーダーライターを利用したことによりお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
3. IC カードまたは IC カードリーダーライターの紛失・盗難および未返却等によりお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
4. IC カードまたは IC カードリーダーライターの破損等により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
5. IC カードまたは IC カードリーダーライターの利用にあたって必要となる機器・ソフトウェアに起因してお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
6. IC カードおよび IC カードリーダーライターの交付は、現状有姿のままとし、当行は、IC カードおよび IC カードリーダーライターについて一切の瑕疵担保責任を負いません。
7. IC カードの利用を申し込んだにもかかわらず、お客さまが、取得・生成した電子証明書および秘密鍵を、IC カードではなく、サービス管理責任者または登録利用者の端末等にインストールしたことにより、お客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
8. 前各項に定めるほか、お客さまが IC カード規定、Biz 利用規定、BizSTATION Light 利用規定の定め違反したことによりお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。

**第6条 関係規定の適用・準用**

IC カード規定に明文の定めのない事項については、Biz 利用規定、BizSTATION Light 利用規定のほか、普通預金規定、当座勘定規定、当座貸越約定書、振込規定その他の関連規定を適用または準用するものとします。ただし、当該関係規定に、規定間の抵触がある場合の優先関係につき定めがある場合には、その定めによるものとします。

**第7条 IC カードの仕様および IC カード規定の変更**

当行は IC カードおよび IC カードリーダーライターの仕様ならびに IC カード規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

**第8条 IC カード利用の停止**

当行は、Biz が廃止、または停止となった場合等、必要やむをえない場合に限り、ウェブサイト上の表示等当行所定の方法で告知することにより Biz でのすべての IC カードおよび IC カードリーダーライターの利用を停止することができるものとします。

**第9条 準拠法・合意管轄**

IC カード規定の契約準拠法は日本法とします。IC カード規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第10条 補足（その1）**

1. IC カード規定は「BizSTATION/U-LINE Web 電子証明書用 IC カード利用規定」（平成 18 年 11 月 13 日制定）の内容から U-LINE Web に関する記載を除いたものです。
2. 「BizSTATION/U-LINE Web 電子証明書用 IC カード利用規定」（平成 18 年 11 月 13 日制定）に基づき貸与された BizSTATION/U-LINE Web 電子証明書用 IC カードは、平成 21 年 2 月 2 日以降も IC カード規定に定める IC カードとして用いることができるものとします。また、平成 20 年 2 月 1 日以前に BizSTATION/U-LINE Web 電子証明書用 IC カードの利用を申し込まれた方は、平成 20 年 2 月 2 日時点で IC カード規定の内容をご了承されたものとし、それ以降は IC カード規定が適用されるものとし、平成 21 年 2 月 2 日付で「BizSTATION/U-LINE Web 電子証明書用 IC カード利用規定」（平成 18 年 11 月 13 日制定）は廃止するものとします。

**第11条 補足（その2）**

1. 当行は、平成 26 年 4 月 1 日をもって、お客さまに貸与していた IC カードの所有権は、お客さまに帰属するものとします。お客さまは、同日以降、IC カード規定の定めに従い、かかる IC カードを利用・管理等するものとします。
2. 当行から IC カードの貸与を受けていたお客さまは、平成 26 年 4 月 1 日以降、IC カードの利用に関し、利用手数料を支払う必要はないものとします。
3. 当行から IC カードの貸与を受けていたお客さまは、平成 26 年 4 月 1 日以降、追加で IC カードの交付を希望するときは、IC カード規定の定めに従い、申込書を提出する方法により、申し込みものとします。なお、この場合、かかる申し込みについては、新規申し込みではなく、追加交付の申し込みとして取り扱うものとし、IC カードリーダーライターは交付しません。

以上